

令和 6 年 12 月 23 日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者	舞鶴市議会議員	山本	治兵衛
賛成者	同	上野	修身
	同	上羽	和幸
	同	川口	孝文
	同	小西	洋一
	同	高橋	秀策
	同	仲井	玲子
	同	眞下	隆史

「103 万円の壁」の引き上げに伴う地方財政への影響に関する意見書案について

上記の議案を舞鶴市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

意第 4 号

「103 万円の壁」の引き上げに伴う地方財政への影響に関する意見書（案）

先般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）において、「いわゆる『103 万円の壁』については、令和 7 年度税制改正の中で議論し引き上げる」こととされた。これを受けて、現在、個人所得税における見直しの議論が行われている。一方、控除額の引き上げに伴って、国全体の税収においては 7～8 兆円の収入減があるとの試算が政府与党から示されることによって、地方財政への影響が報道等で取りざたされる現状となっている。

通貨発行権を持たない地方自治体においては、税収減による市政運営の不安定は一時的な市民へのサービスを低下させるばかりか、将来に渡り影響を残す可能性がある。

国におかれては、住民税の減収に伴う地方財政への影響が出ないように、次の事項について必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 住民税収減によって、地方財政に影響がないように国として必要な財政措置を講じること
- 2 地方交付税等で措置されない税収減については国において全額を財政措置すること
- 3 交付団体と不交付団体とで不公平にならないよう税制改正を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 25 日

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
財務大臣	加藤 勝信 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
内閣官房長官	林 芳正 様

舞鶴市議会議長 肝 付 隆 治